

南丹市パートナーシップ宣誓書

（宛先）南丹市長 様

私たちは、南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

（宣誓者）
フリガナ
氏 名 _____

（宣誓者）
フリガナ
氏 名 _____

（生年月日： 年 月 日）

（生年月日： 年 月 日）

フリガナ
（通称名 _____）

フリガナ
（通称名 _____）

住 所 _____

住 所 _____

（代筆者）
氏 名 _____

（代筆者）
氏 名 _____

注）宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名を記入してください。

宣誓に関する確認書

私たちは、南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく宣誓をするに当たり、次の内容を確認しました。

氏 名 _____

氏 名 _____

確認事項（お互いに確認したことは、□に✓を付けてください。）		
要綱 第2条	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である二者の関係であること。	□
要綱 第3条 第3号及び第4号	（独身等であること） 双方が、ともに現に、婚姻しておらず、かつ、宣誓をしようとする者以外と事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。	□
要綱 第3条 第5号	（近親者等でないこと） 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。	□
要綱 第9条 第1項	（受領証等の返還） 次の事由に該当するときは、受領証等を返還すること。 (1) パートナーシップが解消されたとき。 (2) 一方又は双方が死亡したとき。 (3) 一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、宣誓者等が連携協定締結都市へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。 (4) 要綱第10条の第1項の規定により、宣誓が無効になったとき。 (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。	□

【職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
--------	--